

障第 107 号  
令和 6 (2024) 年 5 月 7 日

各所属長 様

障害福祉課長

障害者差別解消法に係る事業者向け説明会開催の周知について (依頼)

このことについて、内閣府から別添のとおり通知がありました。  
つきましては、関係機関・団体等に対して、別添チラシを回付いただき、幅広く周知いただきますようお願いいたします。

○開催概要

- ・日 時 6月4日(火) 13:00~15:00  
6月4日(火) 15:30~17:30  
6月5日(水) 13:00~15:00  
6月5日(水) 15:30~17:30  
6月6日(木) 13:00~15:00  
6月6日(木) 15:30~17:30
- ・開催方法 オンラインにて開催
- ・内 容 障害者差別解消法の概要等について
- ・参加申込 別添チラシに記載のURLもしくはQRコードよりお申込みください。
- ・申込締切 令和6(2024)年5月27日(月)

○参考

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)が本年4月1日に施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務となりました。なお、本法における「事業者」とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、反復継続して行われる同種の行為を行う者を指し、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます。

企画推進担当 笠原

TEL : 028-623-3490

FAX : 028-623-3052